

# 那須塩原市介護予防・日常生活支援総合事業サービスの利用の特例に関する指針

那須塩原市高齢福祉課  
令和8年4月1日施行

## 1 主旨

この指針は、利用者の生活及び居住地域の実情に鑑み、那須塩原市における那須塩原市介護予防・日常生活支援総合事業サービスの適正な運営を確保するため、利用の特例に係る事項について定める。

## 2 利用の原則

介護保険法の定めにより、介護予防・日常生活支援総合事業サービスを提供する事業所は、その事業所が所在する市区町村の被保険者（当該市区町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、当該市区町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。）にサービスを提供することができる。

## 3 利用の特例

前項の規定にかかわらず、介護予防・日常生活支援総合事業サービスのうち次表に掲げるサービスを提供する事業者は、次項又は第5項の規定により所定の手続を経たときは、特例として、前項に規定する被保険者以外の者に対象サービスを提供すること（以下「特例利用」という。）ができる。この場合において、那須塩原市長は、対象となる利用者ごとに特例利用の必要性について判断するものとする。

| 特例利用対象サービス                    |
|-------------------------------|
| 第一号訪問事業（指定相当訪問型サービス、訪問型サービスA） |
| 第一号通所事業（指定相当通所型サービス、通所型サービスA） |

## 4 本市以外の被保険者の市内事業所の利用の特例

### (1) 特例の要件

本市以外の被保険者は、那須塩原市に所在する介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所（以下「市内事業所」という。）の利用を希望する場合、市内事業所が本市の被保険者の利用に支障がないと認め、かつ、利用希望者の保険者である市区町村長が当該被保険者の利用に関し対象となる市内事業所の指定をしたときは、特例として市内事業所を利用することができる。

## (2) 特例利用にかかる指定申請

特例利用を希望する者にサービスを提供しようとする事業所は、介護保険法の規定に基づき、利用希望者の保険者である市区町村長に対して指定の申請をしなければならない。

(注意) 特例利用の指定の手続は、対象となる利用者ごとに行う必要があります。  
対象となる利用者に関して指定を受けた日からサービスを提供できます。  
対象となる利用者の利用終了の際は指定の廃止届を提出してください。

## 5 本市の被保険者による市外事業所の利用の特例

### (1) 特例の要件

本市の被保険者は、市外に所在する介護予防・日常生活支援総合事業サービスを提供する事業所（以下「市外事業所」という。）の利用を希望する場合、次号に定める事前協議に基づき、那須塩原市長がやむを得ない事情があると認め、当該市外事業所の所在する市区町村の長から承諾を得て、当該被保険者の利用について、当該市外事業所を指定をしたときは、特例として市外事業所を利用することができる。

### (2) 事前協議

事前協議は、利用希望者にサービスを提供しようとする市外事業所が、利用希望者ごとに、那須塩原市長に対して次の書類を提出して行うものとする。

ア 総合事業サービス特例利用に係る事前協議書(様式第1号)

イ 総合事業サービス特例利用に係る理由書(様式第2号)

ウ 総合事業サービス特例利用に係る事業所意見書(様式第3号)

エ 総合事業サービス特例利用に係る介護支援専門員等意見書(様式第4号)

### (3) 特例利用の承認・否認

事前協議を受けた那須塩原市長は、内容を審査し、特例利用の可否について、市外事業所に通知する。

### (4) 特例利用にかかる指定申請

特例利用の承認を得た市外事業所は、介護保険法の規定に基づき、那須塩原市長に対して指定の申請をしなければならない。

(注意) 特例利用の指定の手続は、対象となる利用者ごとに行う必要があります。  
対象となる利用者に関して指定を受けた日からサービスを提供できます。  
対象となる利用者の利用終了の際は指定の廃止届を提出してください。

## 6 サービスを提供する事業者の義務

### (1) サービス提供前

特例利用の対象となる利用者（以下「特例利用者」という。）にサービスを提供しようとする事業所は、当該特例利用者を担当する介護支援専門員等と連携し、当該特例利用者の本人、家族、居住地域のサービス環境等の状況を把握した上で、特例利用の必要性を十分に検討しなければならない。

### (2) サービス提供中

特例利用者にサービスを提供している事業所は、特例利用者を担当する介護支援専門員等と連携し、当該特例利用者の本人、家族、居住地域のサービス環境等の状況を定期的に確認するとともに、当該特例利用者が市区町村をまたいで住所地を変更した場合は、速やかに当該特例利用者の保険者である市区町村長へ届け出なければならない。

### (3) サービス提供終了時

特例利用者にサービスを提供する事業所は、特例利用者ごとに、特例利用の理由がなくなったときは、サービスの提供の終了に向けて、他の事業所の利用へのスムーズな移行を支援しなければならない。また、特例利用者の保険者である市区町村長に対し、当該特例利用者へのサービス提供を終了する旨を届け出るとともに、当該特例利用に係る指定の廃止を届け出なければならない。

## 7 附則

この指針の施行の際、市内事業所又は本市の被保険者に対して介護予防・日常生活支援総合事業サービスを提供する市外事業所が、現に那須塩原市長又は他市区町村被保険者の保険者から指定を受けてサービスを提供している利用者の特例利用については、当該指定の期間においては、この指針の規定は適用しない。ただし、令和8年4月1日以降に市内事業所又は市外事業所が当該利用者に関する指定の更新申請をしようとする者は、この指針の規定により必要な対応をとらなければならない。